

【簡易版】 青森県マツ類の伐採・移動・利用に関する留意事項

青森県農林水産部林政課

松くい虫被害（正式名称：マツ材線虫病）は、マツノマダラカミキリ（以下「カミキリ」という）媒介昆虫の移動に伴いマツノザイセンチュウ（以下「センチュウ」という）が健全なマツに感染することで被害が拡大するため、これらが付着した木材を移動させることや、生立木等の伐採・枝払い等の作業によって媒介昆虫を誘引する成分を揮発させる行為は、被害の更なる拡大につながります。

このため、木材を扱う関係者の皆様が、「マツ類の伐採・移動・利用」の際に守っていただきたい事項を定めたものですので、以下の事項を遵守頂くよう御協力願います。

○マツ類 … マツ科マツ属の樹種（アカマツ、クロマツ、ゴヨウマツ等）

留意事項一覧

地域区分 留意事項	(A) 被害発生市町村	(B) 被害発生 隣接市町村	(C) A・B以外の 市町村
① 生立木等の伐採 (6月～9月)	× 行わないこと	× 行わないこと	× 極力行わないこと
② マツ類の市町村外 への移動	× 行わないこと	－ 対象外	－ 対象外
③ 県外を含む被害地 域からの材の移動	× 行わないこと	× 行わないこと	× 行わないこと
④ 被害木の駆除 (10月～翌年5月)	○ 確実に駆除	－ 対象外	－ 対象外
⑤ 枯死木の情報提供	○ 速やかに連絡	○ 速やかに連絡	○ 速やかに連絡

A：南部町、深浦町

B：八戸市、三戸町、五戸町、新郷村、田子町、鱒ヶ沢町

C：AとBを除く県内32市町村

留意事項の詳細については青森県林政課のHPをご覧ください
(マツ類・ナラ類の留意事項が下記URLから確認可能です)



【簡易版】 青森県ナラ類の伐採・移動・利用に関する留意事項

青森県農林水産部林政課

ナラ枯れ被害（正式名称：ブナ科樹木萎凋病）は、カシノナガキクイムシ（以下「カシナガ」という）という媒介昆虫の移動に伴い被害が拡大するため、これらが付着した木材を移動させることや、生立木等の伐採・枝払い等の作業によって媒介昆虫を誘引する成分を揮発させる行為は、被害の更なる拡大につながります。

また、ナラ枯れ被害は、カシナガの生態から高齢の大径木ほど被害を受けやすいとされています。

このため、木材を扱う関係者の皆様が、「ナラ類の伐採・移動・利用」の際に守っていただきたい事項を定めたものですので、以下の事項を遵守頂くよう御協力願います。

○ナラ類 … ブナ科のうちブナ属を除く樹種（ミズナラ、コナラ、カシワ、クリ等）

留意事項一覧

区 分	生立木の伐採	移動・利用	
		未被害木	被害木
被害発生 市町村 (A)	6月～9月は 伐採しない	【移動】ナラ類は原則として、 <u>Bへ移動しない</u>	
		・ <u>10月から翌年の5月の期間に確実に利用する場合、A・Bへ移動可</u>	・ <u>10月から翌年の5月の期間に確実に利用する場合はAで移動可</u>
		【利用】5月までに利用すること	
		【薪利用】カシナガが蛹化する前の <u>3月末までに割材すること</u>	
未被害 市町村 (B)	6月～9月は 極力伐採しない	・健全木であることを十分に確認した上で <u>A・Bへの移動可</u>	・原則として、 <u>Aで利用</u> ・ <u>Bに移動する場合は、割材した翌シーズンの10月以降</u>
		伐採木の移動や利用について制限なし 【利用】Aからカシナガを誘引する可能性があるため、伐採木等は放置せず、5月までに利用すること	

A：青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村、弘前市、黒石市、大鰐町、五所川原市、つがる市、鰹ヶ沢町、深浦町、板柳町、鶴田町、中泊町、横浜町、六ヶ所村、むつ市、大間町、東通村、佐井村

B：平川市、西目屋村、藤崎町、田舎館村、八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町、風間浦村

利用期間…シーズン（7月～翌年6月）内に確認された被害木は、カシナガが羽化脱出する翌シーズンの6月までに駆除する必要があるため、カシナガが越冬する前の年度内を推奨するが、同シーズンの5月までとする

利用方法…破砕（粉碎）・チップ化・ペレット化、焼却、炭化、製材

留意事項の詳細については青森県林政課のHPをご覧ください